

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2013年10月18日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の構築及び履行、⑤完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び⑥クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL(欧州FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロリストの資産凍結制度における欠陥に対応することを目的とした新法の議会承認を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは当該新法を未だ審査しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存する。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みに係る新法の制定及びその履行、及び②テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アンゴラ

2010年6月、及び2013年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金の没収及びテロリストの資産を遅滞なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的に機能する資金情報機関の確保、及び④司法共助実施のための適切な法律及び手続の確保を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アンティグア・バーブーダ

アンティグア・バーブーダが、FATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた十分な進歩をみせている。同国は、テロリスト資産を特定し凍結するための手続の履行、守秘義務に関する条項への対処、及び資金洗浄・テロ資金供与対策のための全体的な監督枠組みの改善を含め、アクションプランの履行の大部分に対応した。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

アルゼンチン

2011年6月、アルゼンチンはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、保険・証券業向けに適格性審査(フィット・アンド・プロパー・テスト)を強化する新たな規則の発布、及びFATFが審査を行うことになる制裁に関する中央銀行規則の発布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄の犯罪化及びテロリスト関連資産の凍結に関し残存する欠陥への対応、②資金情報機関及び疑わしい取引の届出義務における残存する問題への対処、及び③全ての金融セクターに対する、資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの更なる強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

バングラデシュ

バングラデシュがFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年10月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関する資産を没収するための適切な手続の履行、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、疑わしい取引の届出義務の改善、及び国際協力の改善を含め、アクションプランの大部分に対応した。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

カンボジア

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は資金情報機関の運営機能強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFはカンボジアの資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリ

ストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②効果的に機能する資金情報機関の構築、及び③クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

キューバ

2013年2月、キューバはFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、顧客管理措置及び疑わしい取引の届出義務の規定を改善するための規則の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。同国は先般、テロリスト資産の凍結手続をより詳細に規定することを目的とした31/2013通達を公布した。この通達はあまりに近時に行われたものであるため、FATFは現在これを審査中である。また、同国はGAFISUDと建設的な関係を築いている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③包括的な顧客管理措置、及び疑わしい取引の届出義務の確保、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、及び⑤国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含め、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

イラク

2013年10月、イラクは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し、追跡、凍結するための適切な手続の構築及び履行、③効果的な顧客管理措置の構築、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、及び⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督プログラム構築及び履行を含め、アクションプランの履行へ取り組んでいく。FATFは、同国がアクションプランの履行により、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを奨励する。

クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の新法を実施するための規則、及び顧客管理措置に係る中央銀行の通達の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②特に資金情報機関の運営上の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、及び③金融機関が資金情報機関へ資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出を行うための効果的な体制の確保を含め、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進捗を示してきた。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄の犯罪化、②テロリストの資産を凍結するための枠組み、及び③資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムにおける残存する問題への対処を含め、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の構築及び履行、③テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機

関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、⑥全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行へ取組みを継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ネパール

ネパールがFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、適切な司法共助法制の制定及び履行、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、資金洗浄及びテロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設を含め、アクションプランの履行に大部分対応してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、テロリストの資産の凍結に関する大統領令(21-2013)の発出、及び資金情報機関への届出機関向けの規則の発布を開始することを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しか

し、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、FATF及びCFATFと協働し、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存義務の確保、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び⑤テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行へ取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

スーダン

2010年2月、及び2013年6月には改訂アクションプランを踏まえ再び、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、③完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保、⑤顧客管理措置の改善、⑥資金洗浄及びテロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の認識と遵守の確保、及び⑦国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含め、欠陥に対応するための取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

タジキスタン

2011年6月、タジキスタンはFATF及びEAGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、テロリストの資産の凍結に関する新しい規制の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。この規則の発布はあまりに近時に行われたものであるため、FATFは未だ審査しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。タジキスタンは、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するため、FATF及びEAGと継続して協働し、①テロリストの資産を凍結するための適切な手続の確保、②資金洗浄につながる全ての前提犯罪に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、及び③顧客管理措置に関する残存する問題への対応を含め、

アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ベトナム

ベトナムが、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2010 年 10 月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進歩を示してきた。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、全体的な監督枠組みの改善、顧客管理措置及び届出義務の改善と拡大、及び国際協力の強化を含め、アクションプランの大部分に対処してきた。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

ジンバブエ

2011 年 6 月、ジンバブエは FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013 年 6 月以降、同国は、国連安保理決議 1267 及び 1373 に基づく義務の履行のための新しい規制の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。FATF は未だ当該規則の審査を完了していない。しかし、FATF は、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の認識と遵守の確保、及び⑤適切な司法共助法制の制定と施行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの最も重要な事項、及び/又は、アクションプランの大半の事項は対応されていない。仮にこの国・地域が2014年2月までにアクションプランの重要な部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

モンゴル

モンゴルは、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の構築及び履行のための規則の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。同国は、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた十分な進歩を示したとは評価しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築、及び③金融サービス業者の効果的な規制の実施を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセスの対象から除外される国・地域

(仮訳)

モロッコ

FATFは、モロッコの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供

与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をMENAFATFと協働して継続する。

ナイジェリア

FATFは、ナイジェリアの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法規則上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をGIABA(西アフリカFATF型地域体)と協働して継続する。

(以 上)